

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（384））
2. 日時：令和3年2月22日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、
宇田川安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他12名

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、2月17日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動 S_s に対する許容限界の説明で示される、地震荷重及び津波荷重を受けた場合の配管系の挙動について、説明性向上の観点から、基準地震動 S_s の地震荷重により残留変形が生じた後の津波荷重による挙動をより詳細に説明すること。

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策のうち、屋外タンク等による屋外における溢水について、浸水量評価と浸水対策との違いが明確となるよう説明すること。

屋外タンク損傷時の溢水による影響について、タービン建物内に流入する溢水量が少量であるため浸水防護重点化範囲の重要な安全機能を有する設備等に影響がないとする根拠を明確にして説明すること。日本海東縁部を波源とする津波及び海域活断層を波源とする津波の入力津波高さをそれぞれ説明すること。

タービン補機海水系配管（放水配管）及び液体廃棄物処理系配管について、逆止弁より海域側の配管に、基準地震動 S_s に対するバウンダリー機能を保持させる方針であることが明確となるよう説明すること。

と。

衝突荷重の対象漂流物の評価について、外海に面する施設と輪谷湾に面する施設のそれぞれに対して、日本海東縁部と海域活断層を波源とする津波で考慮する漂流物を明確にして説明すること。さらに、それらの基本とする漂流物に、不確かさを考慮した漂流物の評価を加えることにより、衝突荷重の対象漂流物として総トン数 19 トンの漁船が選定されたことが明確となるよう説明すること。また、総トン数 19 トンの漁船の選定プロセスをとりまとめ資料の適切な箇所の詳細に説明すること。

浸水防護重点化範囲の位置平面図について、一部の耐震 S クラス配管が浸水防護重点化範囲外に設置されている理由を明確にして説明すること。

総トン数 19 トンの漁船について、一般的な喫水位置、大きさ等を示し、取水口と接触しないことを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6 . その他

関係資料 : なし